

(素案)

小樽市職員の倫理向上に向けた コンプライアンス推進方策

～ 職員の遵法意識を高め、市民に信頼される市役所を目指して ～

平成23年 月

小 樽 市

目 次

はじめに

1	推進方策の概要	1
2	推進方策の背景、方針、実施内容	3
(1)	これまでの制度などを見直すもの	
①	公益通報制度の見直し	3
②	職員研修の充実	4
③	職員の意識改革	4
④	庁達の周知方法等を見直し	5
⑤	政治的中立性の確保	6
(2)	新たに取り組むもの	
①	「(仮称)小樽市職員倫理条例」の制定	6
②	コンプライアンス委員会の設置	7
③	法令遵守担当部署の新設	7
④	イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定	8
⑤	コンプライアンスハンドブックの作成	8

はじめに

小樽市では、平成23年4月執行の小樽市長選挙に際し、同年3月に市庁舎等で政治資金規正法に基づくパーティー券の販売が行われ、これが公務員の地位利用によるものとして当時の部長職11名が同法違反により略式命令を受け、さらには、多くの管理職が関与したことから、市に対する信頼を失う結果となりました。

市は、この事件の「全容の把握」、「原因の調査」及び「再発防止策の検討」を目的とする弁護士など外部の委員からなる調査委員会を設置しました。

同委員会では、関係者からのヒアリングなどをもとに調査を進め、先般、事件の背景などについての意見や再発防止策についての提言を盛り込んだ調査報告書が提出されました。

この調査報告書には、市としても原因と受け止めなければならない点が多々ありますが、今回の事件が発生した原因の一つとしては、多くの幹部職員にとってパーティー券の売買行為が、同法による禁止規定に違反するとの認識がなかったことが挙げられています。

しかし、たとえその認識がなかったとしても、勤務時間中に特定候補者の券の売買が行われたことに対し、疑問を投げ掛ける職員がいなかったことが大きな問題であり、公務員が本来身に付けておくべき倫理や遵法の精神が大きく欠如していたことが指摘されております。

今後このような事件を二度と発生させないために、同委員会からの意見や提言、さらには、議会での議論などをもとに、市が講ずべき再発防止策として、このたび「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策」を策定したものです。

私としても、本推進方策に基づく取組を着実に進め、市民の皆さんの信頼回復に努めてまいりますので、職員の皆さんも常に法令遵守を意識し、公務員としての自覚と責任を持って業務に当たり、市民の皆さんに信頼される市役所を共に目指してまいりたいと考えております。

平成23年 月

小樽市長 中 松 義 治

1 推進方策の概要

この推進方策では、職員研修を充実し、また、これまでの制度を効果的に機能させるように見直すことや、新たに外部からのチェック機能を強化する仕組みの導入により職員の意識改革を図ることなどを目指しており、次の10項目を「小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策」として定めました。

今後、この推進方策に基づく具体的な取組を進めていく中で、職員の遵法意識を高め、市民の皆さんに信頼される市役所を目指します。

なお、市が取り組んだ内容については、市民の皆さんに公表します。

(参考...「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書」の提言)

(5) 市長は、本報告書を適宜な方法で市民に公表し、市政に対する市民の信頼を回復するために、委員会の提言につき、その実施の内容を市民に周知すること。

(1) これまでの制度などを見直すもの

① 公益通報制度の見直し

利用しやすい公益通報制度の確立を目指し、通報窓口の見直しなどを行います。

② 職員研修の充実

これまで行ってきた職員研修にコンプライアンス等の内容を盛り込むことや、コンプライアンス等の単独研修を新設し、研修内容の充実や受講機会を拡大します。

③ 職員の意識改革

職場でのコミュニケーションを活性化し、相談しやすい体制づくりや情報の共有化を図り、風通しのよい職場を作るとともに、民間の感覚を吸収する機会を設けることなどを通じ、職員の意識改革に取り組みます。

④ 庁達の周知方法等の見直し

庁達の内容が全職員に周知され徹底されるよう、内容のほか配布方法を見直します。

⑤ 政治的中立性の確保

勤務時間中に議員や政党が行う政治活動に関わることの問題性について、改めて職員へ周知し、徹底することで、職員の政治的中立性の確保に努めます。

(2) 新たに取り組むもの

① 「(仮称)小樽市職員倫理条例」の制定

平成12年制定の訓令「小樽市職員倫理規程」は、利害関係者との間の禁止行為等が主な内容となっています。今回の事件を契機に、法令遵守徹底の観点から、新たに条例を制定します。

② コンプライアンス委員会の設置

法令遵守の徹底を図るため、第三者からなるコンプライアンス委員会を新たに設置します。

③ 法令遵守担当部署の新設

これまで、市の組織には法令遵守の専門担当部署がなかったことから新設することとし、法令遵守の徹底等を図ります。

④ イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定

新たにイベントチケット等の庁内における取扱基準を定め、綱紀粛正の一助とします。

⑤ コンプライアンスハンドブックの作成

コンプライアンスハンドブックを作成するとともに、全職員に配布することにより法令遵守に対する意識を高めます。

2 推進方策の背景、方針、実施内容

(1) これまでの制度などを見直すもの

① 公益通報制度の見直し

背景

- ・ 制度の周知不足のため、制度自体が知られていない状況があります。
- ・ 通報窓口が総務部職員課人事係であったため、通報しにくい環境にあります。

方針

- ・ 制度の周知方法を検討します。
- ・ 通報窓口を見直し、利用しやすい制度の確立に努めます。

実施内容

- ・ 公益通報制度については、これまで要綱を作成し、職員のみが閲覧できるイントラネット（COOLS）上に掲載していましたが、制度の存在が分かりにくい状況にありましたので、職員の目に触れやすくするために、トップページに移動しました。
- ・ これまで通報の窓口が総務部職員課人事係であり、通報に抵抗を抱きやすい環境にあったことから、その改善策としてコンプライアンス委員会を通報窓口として活用します。

(参考...「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書」の提言)

- (1) 市長は、第三者からなるコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を公益通報制度などの窓口にするとともに法令遵守体制の確保を図り、公正な職務の遂行を確保すること。

② 職員研修の充実

背景

- ・ 小樽市職員研修規程に基づく基本研修では、新規採用職員研修を除き、公務員倫理やコンプライアンスについての内容が盛り込まれていません。
- ・ コンプライアンスや危機管理等をテーマとした単独研修は行われていません。

方針

- ・ 公務員倫理やコンプライアンスについての研修を、一定期間ごとに受講できる環境づくりに努めます。
- ・ コンプライアンスや危機管理等をテーマとした単独研修の設定に努めます。

実施内容

- ・ 新規採用職員研修受講後の一定の機会、例えば採用後5年程度の中級研修、新任監督者（係長職）研修及び新任管理者（課長職）研修などで、公務員倫理やコンプライアンスについての研修を受講できるようにし、遵法意識の向上を図ります。
- ・ コンプライアンスや危機管理等についての内部講師を養成し、法令遵守のための研修を充実します。
- ・ 外部講師により危機管理の実例を検証し、組織的な管理能力を身に付けます。
- ・ 職場研修における自主的な学習を強化するため、法令遵守をテーマとした研修を取り入れるよう働き掛けます。

(参考...「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書」の提言)

(3) 市長は、職員に対し、職務及び公務員倫理に関わる主要な法令の研修を強化・充実させること。

(8) 職員は、職務及び公務員倫理に関わる主要な法令につき自主的な学習を強化すること。

③ 職員の意識改革

背景

- ・ 風通しのよい職場づくりの一環として、全庁的に職場ミーティングの実施を呼び掛けてきましたが、いまだに100%実施の状況には至っていません。

- ・ 市民サービス向上のため、職員には民間の感覚が求められています。

方針

- ・ 職場でのコミュニケーションを活発にすることで、不正や職務上のミスを事前に防止できる可能性が高まります。その一方策としての職場ミーティングの実施率向上に努め、風通しのよい職場づくりを進めます。
- ・ 民間の感覚を積極的に吸収し、公務での活用を図ります。

実施内容

- ・ 職場ミーティングの実施率は、平成23年8月末現在で約60%となっていることから、実施率の向上及び内容の充実に取り組むとともに、実施状況を把握します。
- ・ コスト意識や顧客（市民）満足度につながるものの考え方を養うために、民間での短期研修を行います。

④ 庁達の周知方法等の見直し

背景

- ・ これまで庁達は、個々の職員へのメール配信が主であったため、職員全員が目にしていただどうかの確認ができない状況でした。
- ・ 選挙に関する庁達の内容に、政治資金規正法が触れていませんでした。

方針

- ・ 職員に庁達内容がしっかりと伝わるよう内容及び周知方法の見直しを行い、効果的な庁達を出すよう努めます。

実施内容

- ・ 庁達の配布を、これまでのメールから紙媒体に改めます。
- ・ 職場内での回覧や職場ミーティングにより、職員への周知及び確認の徹底を図ります。
- ・ 庁達内容については、遵法意識を高めることを目的に、公務員としての禁止行為の具体例を示すことや、政治資金規正法などについても触れるよう見直します。

⑤ 政治的中立性の確保

背景

- ・ 勤務時間中において、議員や政党が行う業務以外での政治活動に関わる実態があり、その在り方を改めるなど、政治的中立性を確保することが求められています。

方針

- ・ 職員の政治的中立性を確保するため、勤務時間中に政党や議員が行う政治活動に関わることの問題性について、職員へ周知し、徹底します。

実施内容

- ・ 勤務時間中に議員や政党から、政党機関誌（紙）の購読依頼やカンパ依頼、政治集会への参加依頼などがあった場合は、これに応じないよう指導し、徹底します。

(2) 新たに取り組むもの

① 「(仮称)小樽市職員倫理条例」の制定

背景

- ・ 平成12年制定の訓令「小樽市職員倫理規程」は、利害関係者との間の禁止行為や行為届出がその主な内容となっています。
- ・ 公益通報制度や不当要求行為等については要綱などが定められていますが、コンプライアンスについては具体的な定めがなく、コンプライアンス委員会なども設置されていません。

方針

- ・ 法令遵守徹底の観点から、訓令を全面的に見直し、内容を充実させて条例化を図ります。
- ・ 外部からのチェック機能の充実を図り、透明性の高い職場づくりを目指します。

実施内容

- ・ 「(仮称)小樽市職員倫理条例」を制定し、利害関係者との禁止行為のほか、公益通報や不当要求行為等の項目を盛り込むとともに、コンプライアンス委員会の設置や市の取組を議会へ報告することなどについて規定します。

② コンプライアンス委員会の設置

背景

- ・ 法令遵守体制及び公正な職務遂行を確保するため、コンプライアンス委員会の設置が求められています。

方針

- ・ 法令遵守の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置します。
- ・ 市におけるコンプライアンスの確保に努めます。

実施内容

- ・ コンプライアンス委員会からの指導・助言に基づき、法令遵守体制の確立のため、必要な改善措置を講じます。
- ・ 公益通報制度や不当要求行為などの窓口として活用します。

(参考...「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査報告書」の提言)

- (1) 市長は、第三者からなるコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を公益通報制度などの窓口にするとともに法令遵守体制の確保を図り、公正な職務の遂行を確保すること。
- (2) 市長は、職員が従うべき行為規範の充足・改善等のため、前項のコンプライアンス委員会を活用するなど、第三者を含む適切な機構の設置を検討すること。

③ 法令遵守担当部署の新設

背景

- ・ これまで、法令遵守を専門に担当する部署はありませんでした。

方針

- ・ 専門の部署を新設し、公務員としての法令遵守の徹底に努めます。

実施内容

- ・ 総務部に法令遵守担当の副参事を新設しました。
- ・ 職員のコンプライアンス、人材育成及び意識改革等に取り組みます。

- ・ 必要に応じて組織の拡充を図ります。

④ イベントチケット等の取扱ガイドラインの策定

背景

- ・ これまで、庁内におけるイベントチケット等に関する取扱基準がなかったため、実態として勤務時間内において様々なチケットが取り扱われていました。

方針

- ・ 取扱基準を設けることにより、庁舎内等での勤務時間中のイベントチケット等の取扱いや、個人の意思に反した購入の是正など適正化を図ります。

実施内容

- ・ イベントチケット等の取扱要領を策定し、その取扱いの仕組みづくりを進めます。

⑤ コンプライアンスハンドブックの作成

背景

- ・ 遵法意識の向上が求められています。

方針

- ・ 職員の身近なところにコンプライアンスに関するハンドブックを備えることで、遵法意識を高めます。

実施内容

- ・ コンプライアンスハンドブックを新たに作成し、職員に配布するとともに、ホームページ等に掲載し、法令遵守に対する市民との共通認識を持つことで、非違行為の発生を未然に防止します。